新居浜市公告第 179 号

公示送達について

次の者に送達すべき書類について、名宛人の住所等不明により送達することができないため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び新居浜市税賦課徴収条例（昭和２５年条例第１０号）第１８条の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、新居浜市総務部収税課において保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和８年１１月２０日

新居浜市長　古　川　拓　哉

送達を受けるべき者の氏名・名称	送達すべき書類
ＮＧＵＹＥＮ　ＴＨＩ　ＨＡＮＧ	地方税法第３２９条及び第３３５条に関する書類
高木　尊彦	地方税法第３２９条及び第３３５条に関する書類
加藤　匠馬	地方税法第３２９条及び第３３５条に関する書類
渡辺　大貴	地方税法第３２９条及び第３３５条に関する書類
松岡　拓	地方税法第３２９条及び第３３５条に関する書類
越智　里咲	地方税法第３２９条及び第３３５条に関する書類
下尾　弘栄	地方税法第３２９条及び第３３５条に関する書類

喜井　達哉	地方税法第３２９条及び第３３５条に関する書類
渡邉　優輝	地方税法第３２９条及び第３３５条に関する書類
白石　宣子　外２名	地方税法第３７１条に関する書類
山本　勝久　外１名	地方税法第３７１条に関する書類
佐伯　繁幸	地方税法第３７１条に関する書類
株式会社　第三通商	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類
佐薙　涼	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類
金本　栄一	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類
有限会社　藤村電気工事	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類
ユーエスエスメンテナンス　株式会社	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類
吉岡　忠　外１名	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類
岡田　一郎	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類
株式会社　梶田屋商店	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類

越智　フサエ	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類
下河　康孝	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類
白石　聖	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類
平尾　圭	地方税法第３７１条及び第７０２条の８第５項に関する書類
井上　蓮	地方税法第４５８条に関する書類
藤本　和弥	国税徴収法第５４条に関する書類